

使用料徴収基準

1. 会館使用料

(目的)

第1条 本会館の運営管理は、越前市商工会の事業目的の趣旨に基づき、地域業者の健全な発展を図り、もって商工業の振興発展に寄与することを目的とする。

(運営管理)

第2条 本会館の運営管理についての必要事項は、越前市商工会長が別に定める。

(使用許可)

第3条 第1条の趣旨に該当するものは、本会館の講習会開催室、及びその他の施設を使用することができる。但し、この場合は、越前市商工会会長に届出て承認を受けるものとする。

(使用料)

第4条 事務室等を常時使用するため、一定料金を本会より徴収することとする。

2 又、前条の承認を受けた人は、次に定める使用料を納めなければならない。

室名	使用料(円)	
	1時間当り	備考
講習会等研修室(2Fホール)	2,000	
青年部・女性部研修室	1,500	
指導相談室(会議室・和室)	1,000	
その他(上記以外)	500	

(1)使用時間は9時より22時迄の間とする。

(2)非会員が使用する場合の使用料は、当該使用料の2割増とする。

(弁償)

第5条 施設並びに備品に損害を与えた場合は、その損害を弁償しなければならない。

(その他)

第6条 本会の運営管理について必要な事項は、会長が別に定める。